

■連載 (全12回) ■

アジア株式市場のいま



財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部主任研究員

糠谷 英輝

第1回 概観*

No. **286**
(2009年6月号)

第2回 シンガポール*

No. **289**
(2009年9月号)

第3回 インドネシア*

No. **290**
(2009年10月号)

第4回 マレーシア*

No. **291**
(2009年11月号)

第5回 タイ*

No. **292**
(2009年12月号)

第6回 フィリピン、
ベトナム*

No. **293**
(2010年1月号)

第7回 韓国

No. **295**
(2010年3月号)

第8回 台湾

No. **296**
(2010年4月号)

第9回 香港

No. **297**
(2010年5月号)

第10回 中国

No. **299**
(2010年7月号)

第11回 オセアニア

No. **307**
(2011年3月号)

第12回 インド

No. **309**
(2011年5月号)

*経済調査部上席研究員 亀井 純野氏との共著

(本連載は、「アジア/G20株式市場のいま」として、引き続き2011年6月号からサウジアラビア、トルコ、ロシア、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチンの各国を取り上げる予定です。)

財団法人 資本市場研究会
Capital Markets Research Institute

<http://www.camri.or.jp>

アジア株式市場のいま (注1)

—第2回 シンガポールの株式市場



財団法人国際通貨研究所

開発経済調査部主任研究員 **糠谷 英輝**

経済調査部上席研究員 **亀井 純野**

■ 1. シンガポール株式市場の概要

シンガポールでは、かねてより株式市場が相応に発達していたが、2005年以降急速に規模が拡大し、2008年には株式市場の時価総額が銀行ローンの約2.6倍となっている。

2008年末時点のシンガポールの株式市場は時価総額で見るとASEAN諸国で最大の2,650億ドルとなっており、また時価総額の対GDP比は2007年末時点で334%と、ASEAN

諸国の中では経済規模に比して、最も規模の大きな株式市場となっている（第2位はマレーシアの172%）。

シンガポール証券取引所（SGX：Singapore Exchange Ltd.）では、SGX-ST（Securities Trading）とSGX-DT（Derivative Trading）がそれぞれ独立した法人格を持って、現物市場とデリバティブ市場を運営しており、またSGXは傘下に、シンガポール商品取引所（SICOM：Singapore Commodity Exchange Ltd.）、原油や船舶・ジェット燃料、タンカー運賃などの先物・スワップ市場向け決済機関であるSGXアジア・クリア、決済機関である証券中央預託機構（CDP：The Central Depository Pte. Ltd.）を有している（図表1）。

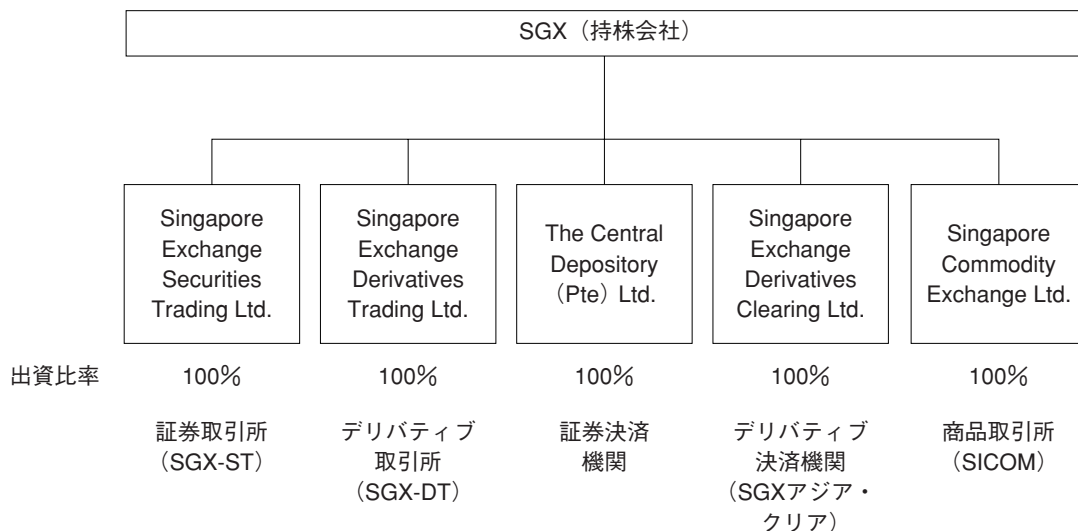
SGXにおける株式取引の概要は（図表2）の通りである。

投資家の構成は、外国人機関投資家がおおよそ

〈目次〉

1. シンガポール株式市場の概要
2. アジアの金融ゲートウェイを標榜するシンガポール市場の特徴
3. 投資規制と今後の展望

(図表1) SGXの主な関連会社



60～70%、個人投資家が30～40%と、外国人機関投資家が主体の市場となっている。

海外からの投資資金の流入を見ると、米国からの投資が40%、欧州が20%、アジア域内が12%（このうちASEAN域内からの投資が約34%）を占めている。

また、売買代金に占める上位10銘柄のシェアは2008年で35%となっており、先進国（10～30%程度）に比べると、上位銘柄への取引集中度は比較的高い。

シンガポール市場は国際金融センターとして一定の評価を受けているが、ロンドンの政府系調査機関であるCity of Londonが2009年3月に公表した“**The Global Financial Centres Index**”によると、シンガポールは、ロンドン、ニューヨークに次いで世界第3位の国際金融センターとなっている（香港は4

位、東京は15位）。その理由としては、資産運用、人材、規制や税制など金融センターとしての総合的な競争力の高さが評価されたことが挙げられている。



(図表 2) シンガポール株式市場の概要

項目	概要
市場の種類	一部市場、カタリスト、CLOB International(※1)、SGX Xtrinet(ETF)、SGX-DT(デリバティブ)。
取引時間(※2)	月曜～金曜 プレオープン：8:30～8:59 前場：9:00～12:30 後場：14:00～17:00 プレクローズ：17:00～17:06
取引単位(※2)	取引は主に1,000株単位。 「単株市場 (Unit Share Market)」においては取引単位に満たない数の株取引が可能。
値幅制限等(※2)	無し。
主な取扱商品	普通株式 (S株「シンガポール証券取引所に上場されている中国関連銘柄」を含む)、 優先株式、新株引受権、上場投資信託 (ETF: Exchange Traded Funds)、 不動産投資信託 (REIT: Real Estate Investment Trust)、 国際預託証券 (GDR: Global Depository Receipts) など。
税金・手数料	仲介手数料を自由に設定することが可能。 清算手数料は、約定代金の0.04%相当で600シンガポール・ドルが上限 (但し、ワラントについては約定代金の0.05%相当で200シンガポール・ドルが上限)。 物品サービス税として、仲介・清算手数料に7%の税率が賦課。 クロスボーダー取引に関する税制については、キャピタルゲイン税および配当税は非課税。 一方、居住者が外国株式について受け取る配当金は、所得税の課税対象。
株価指数	ストレーツ・タイムズ指数 (2008年1月に改定)、FTSE STインデックス・シリーズ (All-share Index, Mid Cap Index, Small Cap Index, Fledgling Index, China Index, All Share Sector Index) など。
派生商品	シンガポール・デリバティブ取引所 (SGX-DT) において、MSCI Singapore Indexやストレーツ・タイムズ指数などの先物やオプション取引が導入されている。また、日本、台湾、インド、香港など多数のアジア株価指数先物・オプション取引が上場されている。

※1：CLOB Internationalは国際店頭市場。

※2：一部市場、カタリスト、CLOB Internationalに関してのみ。

2. アジアの金融ゲートウェイを標榜するシンガポール市場の特徴

(1) 多様な投資商品

①外国企業銘柄の誘致

シンガポール株式市場は、上場企業が767社 (2008年末時点) と、ASEAN諸国の中ではマレーシアの972社に次いで多い。その中でも外国企業の上場企業数が312社と、ロンドン、

ニューヨークに次ぐ世界第3位となっているのがシンガポールの特徴として挙げられる。

この背景には、シンガポールは国内市場の規模が小さく、自国企業の上場による市場拡大には限界があったことから、税制その他の優遇措置を設け、国を挙げて外国企業の誘致に積極的に取り組んできたことがある。現在では20か国・地域を上回る各国・地域から312社が上場しており、アジア域内の成長企業の資金調達場として機能している (注2)。

2006年から2008年にかけて、一部市場に上場する企業数は国内企業が7%強の増加であ

(図表 3)

		国内企業		外国企業		合計
		一部市場	カタリスト	一部市場	カタリスト	
2005年	上場企業数	323	130	169	41	663
	時価総額 (百万S\$)	318,930,325	3,480,190	103,098,035	2,395,995	427,904,506
2006年	上場企業数	332	129	207	40	708
	時価総額 (百万S\$)	419,255,529	4,716,603	160,512,993	5,125,429	589,610,554
2007年	上場企業数	351	120	254	37	762
	時価総額 (百万S\$)	501,478,727	6,836,936	264,546,579	3,282,524	776,144,765
2008年	上場企業数	356	99	277	35	767
	時価総額 (百万S\$)	256,882,727	2,483,223	124,218,299	1,079,093	384,663,343

(注) 2005年はカタリスト設立前のため、前身のSESDAQのデータを使用。カタリストの上場企業数の減少要因として、SESDAQからの改編に伴い、従来SESDAQに上場していた企業が、2009年12月までの移行期間中にカタリストの上場基準を充足するか、一部市場への上場替えが求められていること(期間内にどちらかの要件を充足できなかった企業は上場廃止となる)が挙げられる。

(出所) SGX

ったのに対して、外国企業は34%と急増を示しており、シンガポール市場は一層、外国企業の上場市場としての性格を強めている(図表3)(注3)。とりわけ、近年は中国企業の上場が急増しているが、これに関しては後述する。

「カタリスト」は、2007年12月に従来の中小企業向け市場であるSESDAQを改編して誕生した。アジアの成長企業がロンドン証券取引所の代替投資市場(AIM: Alternative Investment Market)への上場に動き始めたことを受け、これに対抗して、カタリストはAIMと同様の制度を採用し、投資家保護に配慮しながら、急速な成長が見込まれる新興企業に迅速かつ柔軟な資金調達手段を提供する市場として創設された。

特徴としては、①上場審査(発行済み株式の15%が200人以上の株主に分散していること以外は数値要件無し)及び上場維持支援がスポンサー(SGXに認可された金融機関。地場3

大銀行や、欧米の投資銀行などからなる)によって行われること、②上場承認までの期間が最短で5～6週間であることが挙げられる。

②ETF(上場投資信託)

ETFはストラクチャード商品市場である、SGX Xtranet(ETF、REIT、GDR、ワラントなどのデリバティブ以外の商品は(図表1)のSGX-STで扱われる)で取引される。2006年以降急速に市場が拡大しており、2008年には取引高362件、取引代金は28億2,300万シンガポール・ドルとなっており、それぞれ前年比262%、150%の増加を記録した。

株式関連のETFは2009年5月時点で、27銘柄が上場されている(注4)。ASEAN株価指数を裏付けとしたETFも組成されており、個別株式への投資リスクを回避しつつ、長期的に経済成長が期待されるASEAN市場に投資を行う一手段ともなっている。

(図表4) SGX-DTにおけるアジア株式関連先物、オプションの取引件数(単位:百万件)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	前年比伸び率 (07/08年度:%)	年平均伸び率 (04/08年度:%)
アジア株式関連 デリバティブ合計	16	18	29	32	51	56%	34%
うち 日経225	8	9	17	18	23	28%	31%
MSCI台湾	7	7	10	11	16	41%	25%
MSCI シンガポール	1	2	2	3	5	64%	37%
CNX Nifty (インド)	—	—	0	0	7	—	—

(注) シンガポール証券取引所の年度(7月-6月)による。

各先物、オプション取引の合計、但しMSCIシンガポールとCNX Niftyは先物取引のみ。

(出所) SGX

③GDR(国際預託証券)

国際預託証券とは、ある国の取引所ですでに上場している企業が、海外でも資金を調達するために株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券である。

発行体がGDRを発行するメリットとしては、シンガポール市場に上場する場合と比べて、低コストかつ機動的に、海外に投資家層を拡大できる点が挙げられる。

一方、投資家にとっては、当該株式の発行市場では規制などの制約により取引しづらい銘柄等がシンガポール市場において取引できることになる。

シンガポール市場で取引されるGDRは、機関投資家もしくは認可された投資家を対象としているため、個人投資家も参加する一部市場等に比して上場基準が緩やかなものとなっている。SGXに上場されているGDRは全9銘柄あり(2008年6月末時点)、現在までのところインド企業のみが利用している。

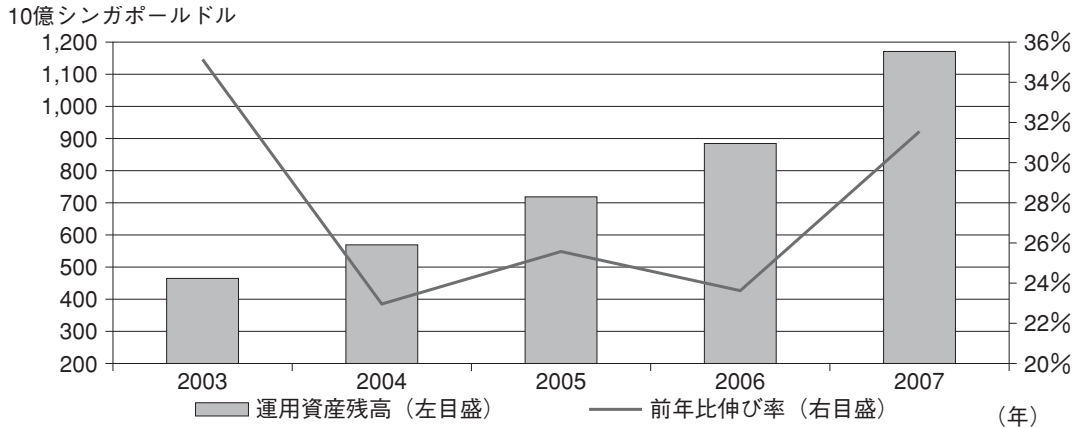
④デリバティブ(注5)

アジア初の株価指数先物を上場した市場であるシンガポール・デリバティブ取引所(SGX-DT)においては、MSCI Singapore Index、ストレーツ・タイムス指数、アジア諸国の株価指数の先物取引やオプション取引が行われている(注6)。

市場のボラティリティが高かったこともあり、2008年のデリバティブ取引は、先物、オプション合わせて、前年比40%増の61,841,268件に上った。また、先物、オプションの取引高の9割以上を株価指数取引が占め、そのほとんどが日本、台湾、インド、香港などのアジア株価指数取引となっている(図表4)。

SGX-DTの中でも、とりわけ日経225先物が非常に活発に取引されている。SGX-DTでは、日本における日経225先物取引の中心市場である大阪証券取引所(以下、大証)の取引高の4割近いボリュームの取引が行われて

(図表5) シンガポールにおける運用資産残高の推移



(出所) MAS

いる。シンガポール市場では、大証と同様に円建てで取引が行えるほか、米ドル建て取引も可能である。

大証では、日経225株価指数先物取引を市場運営ビジネスの最大の柱と位置付けている。大阪とシンガポールでは時差が1時間しかないため、両市場は競合関係にあるが、両市場とも同商品の取引高が伸びており、大証では両市場で競い合うことにより、商品改良のインセンティブが働き、全体として同商品取引のパイが拡大していることを歓迎している。

また、日経225先物は1986年に世界初の日本株の代表的な指標先物として最初にシンガポール市場に上場されており、大証に同先物が上場されたのはその2年後の1988年になってからである(注7)。

(2) アジアの金融センターとして機能するシンガポール株式市場

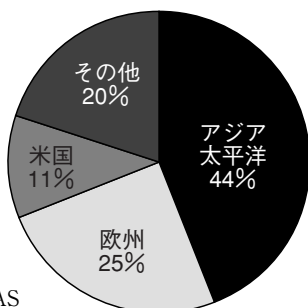
シンガポール政府は、1997年に発表した金融セクター改革の柱の一つとして、資産運用市場の育成を挙げており、税制上の優遇に加え、金融プロ人材の育成にも取り組んできた。その結果、プライベートバンキングやヘッジファンドなどの資産運用市場が伸びている。

シンガポール通貨庁(MAS: Monetary Authority of Singapore)によると、シンガポールに拠点を置く資産運用会社の2007年末の運用資産残高(Assets Under Management)は前年比およそ32%増の1兆1,730億シンガポール・ドル(8,140億米ドル相当)に達した(図表5)(注8)。

運用資産の86%は海外からの資金流入であり、このうち44%をアジア域内からの投資が占める(図表6)。

(図表 6) 資金流入元

(地域別、2007年)



(出所) MAS

また、運用資産の57%が株式投資に振り向けられており、さらにこのうちアジア域内への投資が同じく57%を占めている。つまり、シンガポールを経由して域内の株式投資に2,640億米ドル(8,140億米ドル×57%×57%)近い資金が流れ込んでいることとなる。

投資主体別に見ると半数近い43%が年金基金や金融機関などの機関投資家となっている。

(3) 中国企業の資金調達市場となるシンガポール市場

中国では、経済成長に伴い株式市場が急成長しているものの、外国為替取引の規制や投資に関する制約があり、また、上場企業の情報開示などに問題点も指摘されており、香港やシンガポールが、外国人投資家による対中国投資の窓口としての役割を担っている。

SGXは、中国の地方政府とMOUを積極的に締結し、北京に駐在員事務所を開設、ホームページにも中文表記を取り入れるなど、中国企業の上場を積極的に誘致した。その結果、

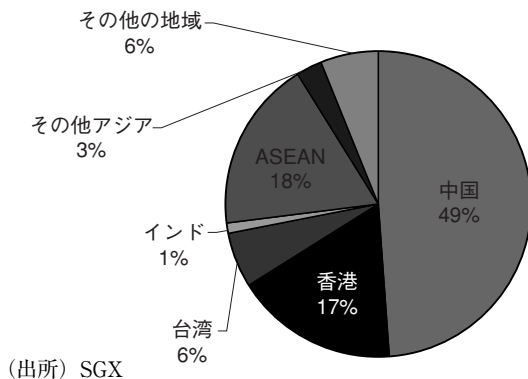
特に2003年以降、中国企業のシンガポール市場への上場が急増した(注9)。2008年6月時点では、SGXに上場している中国企業は、SGXの上場外国企業数の49%と半数近くを占め、香港、台湾を含めれば、そのシェアは72%に上る(図表7)。一方、中国企業の時価総額に占めるシェアは18%に過ぎない(図表8)。これはシンガポールに上場している中国企業は中堅企業が多いことによる。

シンガポールに上場する中国企業が増加した背景には、中国本土や香港での中国企業の上場が増加したために市場がこれに対応しきれず、新たな企業の上場にはかなりの時間を要することになってきたこと、中国本土市場や香港市場では国営企業や大企業による上場が多く、それ以外の中堅企業などは新たな上場市場を見つける必要があったことなどが指摘される。

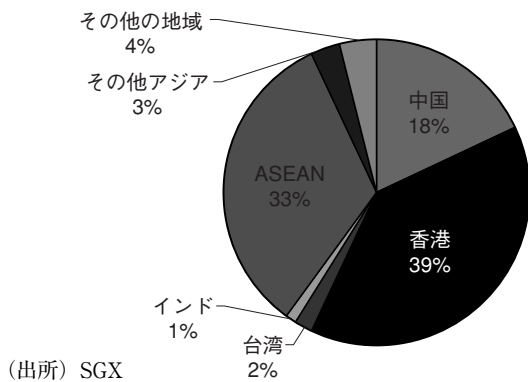
シンガポール市場では、中国企業銘柄(S株)の取引は活発に行われている。シンガポールの投資家が中国の経済発展を確信していることなどを反映して、S株はシンガポール国内の個人投資家に人気があり、またS株では比較的高い投資収益が得られたこともS株の人気を高めた。こうしたS株に対する投資選好は、投資対象別に見たETF取引代金の約7割を中国関連取引が占めていることにも見られる(図表9)。

このため中国企業、とりわけ中堅企業にとっては、シンガポール市場が格好の資金調達市場(上場市場)となり、益々中国企業の上場

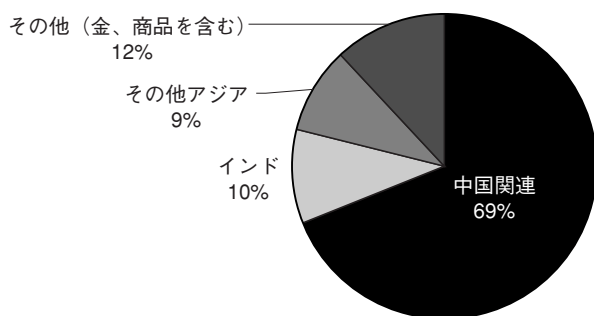
(図表7) 上場社数で見た外国企業上場の分布 (2008年6月末)



(図表8) 時価総額で見た外国企業上場の分布 (2008年6月末)



(図表9) 投資対象別のETF取引代金 (2008年6月末)



(注) 中国関連には香港・台湾を含む。

(出所) SGX

が増加するという循環を辿ることになった。

しかしながら、世界金融危機以降、いくつかのS株企業で会計上の問題が発覚し、最近ではシンガポールの投資家もS株取引に慎重になり始めている（注10）。

本来、SGXでは、取扱商品を地理的にも分散し、多様な商品を提供することにより、幅広い海外投資家の資金を自国市場に呼び込むことを目指してきた。このため、上場外国企業の過半数を中国関連銘柄が占めるようになっている現状はSGXの戦略には必ずしも一致するものではない。現時点では、SGXは中国企業の上場基準を厳格化するなどの動きは見せていないが、シンガポール政府がSGXに上場しているS株企業の監督強化を中国政府に要請していることなどからも、今後はSGXが積極的な中国企業の上場増加に慎重になることも予想される。

また、中国に次ぐ成長エンジンとして、SGXはインドに注目しており、今後、インド企業の上場誘致が進む可能性が高い。

■ 3. 投資規制と今後の展望

(1) 投資規制

シンガポール市場は外国企業および国際的な投資資金の受入れを政府主導で推奨してきている経緯があり、非居住者のシンガポール株式の取得については、国家の安全に関わる特定の業種（金融機関、放送会社、保険会社、

新聞社、通信ライセンス業者）について出資比率制限を設けているほかは、外国資本による全額出資が認められている。

なお、出資比率制限が適用される業種について、規定比率を超えて議決権付き株式を保有または支配する場合は、関係省庁から事前に承認を得る必要がある。

実際にシンガポール株の取引を行うには、SGX-STのstockbroking memberである証券会社に取引口座を、証券中央預託機構（CDP）に決済用口座をそれぞれ開設の上、証券会社経由で注文を出すこととなる。

また、クロスボーダー取引に関する税制については、キャピタル・ゲイン税および配当に対する配当税は非課税となっている。

一方、外国為替規制を見ると、為替管理制度は1978年に撤廃されており、非居住者による証券取引関連の外国為替取引に制限はなく、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインの外国送金に関しても制限はない。但し、シンガポールは通貨投機などによる為替の乱高下を避け、シンガポール・ドルの安定を図るため、外国通貨取引と自国通貨取引を完全に切り離し、国外でのシンガポール・ドル取引市場の発生と拡大を阻止する目的で、非居住金融機関に対する取引規制を設けている。これにより国内資本市場から調達したシンガポール・ドルの国外での使用は制限されている（海外投融資等に当たっては、外貨転換等を行う必要がある）。

(2) 他の証券取引所との連携と 今後の展望

SGXは、世界の多くの証券取引所と提携している。欧米の取引所との提携はより多くの投資家へのアクセス確保の観点から進められており、アメリカン証券取引所との連携ではS&P 500を始めとする5つのETFを上場しているほか、デリバティブ取引市場についてはシカゴ・マーカントイル取引所と提携している。

アジアにおける近年の提携の動きとしては、2007年3月にムンバイ証券取引所の株式の5%を取得し、BSE SENSEX（ムンバイ証券取引所に上場されている30種類の株式からなるインドの代表的な株価指数）の上場を計画しているほか、2008年1月にはフィリピンのディーリングシステムの持株会社（Philippine Dealing System Holdings Corp）の株式の20%を取得した。

一方、SGXの株式については、東京証券取引所が2007年6月に4.99%を取得している。

また、ASEAN域内では、5つの証券取引所（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム）とASEAN共通の証券取引プラットフォームを作る計画が進展しているほか、2006年9月にはシカゴ商品取引所と共同出資で、商品取引ではアジア初の電子先物市場となる共同アジア・デリバティブ取引所（JADE：Joint Asian Derivative Exchange）を設立するなど、アジア関連の

商品を扱う市場インフラの整備に取り組み始めている。

前述のCity of Londonの調査では、今後数年でより重要性の高まる国際金融センターとして、シンガポールは上海に次ぐ第3位にランクされている。シンガポール株式市場は、ASEANを足掛かりにアジア向け投資の玄関口として、引き続き高い存在感を示すことになろう。

シンガポール市場の魅力は外国上場企業の多さと、ETF、GDR、デリバティブなどの取引の多様性である。アジア関連の株式取引や株式デリバティブ取引では、当該本国では取引規制、流動性、市場インフラなど、必ずしも効率的な取引が出来ない市場も多い。アジア関連の商品の多様化を進め、外国からの資金が集まり、先進国並みに市場インフラが整備されたシンガポール市場は、アジア向け投資の市場として、外国人投資家にとって魅力ある市場となっていると言えよう。

(注1) 本連載は2008年度財務省委嘱調査「東アジア地域における資本市場（株式及び外為規制等）の地域協力の可能性等に関する調査」（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/2101eastasia.htm>）をベースに、同調査をさらに発展させたものである。

(注2) SGXに上場されている企業の詳細については、以下のサイトを参照。

http://www.sgx.com/wps/portal/marketplace/mp-en/listed_companies_info/corporate_info

(注3) http://www.sgx.com/wps/portal/marketplace/mp-en/prices_indices_statistics/market_statistics/securities/

(注4) SGXに上場されているETFの詳細は、以下のサイトを参照。

http://www.sgx.com/wps/portal/marketplace/mp-en/products/securities_products/etfs

(注5) SGXに上場されている株式関連デリバティブ商品については、以下のサイトを参照。

http://www.sgx.com/wps/portal/marketplace/mp-en/products/derivatives_products/equity_index

(注6) SGX Annual Report 2008。これ以降、特に注記する場合を除き、出所がSGXとなっている図表の出所は同報告である。

(注7) 日経225指数を算出している日本経済新聞社は

CME、SIMEX（当時）、大証の3つの取引所に本指数の取引の認可を与えることにし、1986年にシンガポール、1988年に大証、1990年にCME（シカゴ・マーカンタイル取引所：Chicago Mercantile Exchange）でそれぞれ日経225先物取引が開始された。取引時間、取引が行われている国の経済状況および国内外の取引業者の市場アクセスの観点からみて、大証とCMEに取引の利があり、1990年代前半には両市場での取引が盛況であった。

しかしながら、1992年夏に日本の規制当局が、1987年10月の米国株式市場の急落の原因がプログラム取引にあったとの判断をしたことにより、大

〈コラム〉

「シンガポール証券取引所がオプション市場の活性化への取組みを開始」

シンガポール証券取引所（SGX）では、顧客からの意見を反映して、2009年4月6日から次の3つのイニシアチブを開始した。

- ① 既存の日経225インデックスオプション、並びにSGX MSCI台湾インデックスオプション取引の拡大：定型化された商品であるオプション取引の期間や価格の選択肢を増やした。具体的には、取引可能な四半期毎の限月（3月、6月、9月、12月）を、従来の直近5限月から12限月に拡大し、また権利行使価格を250ポイント刻みから125ポイント刻みに変更し、より柔軟に取引が行えるようにした。
- ② SGX MSCIシンガポールインデックスオプション取引の開始：取引の活性化を図るべく、MSCIシンガポールインデックス先物のヘッジ手段としてオプション取引を新たに導入した。
- ③ ウェブベースの電子取引登録システムeNLT（Electronic Negotiated Large Trades）の導入：従来のデリバティブ取引の大口相対取引システム（NLT）を刷新し、取引から決済までの手続を簡素化し、投資家の利便性を向上することにより、取引の活性化を図った。

現在のようにボラティリティの高い市場環境において、デリバティブ取引は投資家の抱えているエクスポージャーの重要なヘッジ手段となる。SGXはデリバティブ市場の育成に注力しているが、現状、デリバティブ取引件数の95%以上を先物取引が占めており、オプション取引の規模は非常に小さい。しかし現状の市場規模が小さい分だけ、活性化の余地が大きいとも言える。SGXではオプション取引は先物取引を補完するものであり、長期的にはデリバティブ市場の成長エンジンになると位置付けている。

今回のイニシアチブは、オプション取引の活性化を図る取組みの一環として開始されたものであるが、SGXでは今後ともオプション取引の育成に取り組んでいく方針である。

証は先物・オプション取引の規則を強化し、値幅制限の強化（大証3.3%、シンガポール10%）や委託証拠金の引き上げを行った。その結果、大証で行われていた日経225先物取引はシンガポールに流れた（シンガポールでの取引件数は一日あたり4,000件から20,000件以上に増加）。その後、規制の多くは撤廃されたものの、一旦シンガポールに移った市場の流動性はなかなか大証には戻らなかった。そのため、シンガポール市場は今でも日経225先物取引における重要な市場となっている。

“Report of the High Powered Expert Committee on Making Mumbai an International Financial Centre” Ministry of Finance, Government of India New Delhi 2007 (<http://finmin.nic.in/mifc/mifcreport.pdf>).

(注8) MAS “2007 SINGAPORE ASSET

MANAGEMENT INDUSTRY SURVEY”

http://www.mas.gov.sg/resource/eco_research/surveys/AssetMgmt07.pdf

(注9) SGXに上場されている企業の詳細については、以下のサイトを参照。

http://www.sgx.com/wps/portal/marketplace/mp-en/listed_companies_info/corporate_info

(注10) 2009年5月上旬に、SGX上場銘柄であるOriental Century社は、同社CEOが2008年の決算報告書を相当程度水増ししていたことを明らかにした。このほか、FibreChem Technologies社やChina Sun Bio-Chem社でも不正経理が行われていた疑いもたれている。なお、これらの銘柄は、2009年9月2日現在SGXにおける取引が停止されている。
<http://sgblogs.com/entry/asks-china-surpervise-chips-firms-listed-spore/329634>

